

どこが違うの? 「殺菌」と「除菌」

「塩素系漂白剤には除菌と表示してあるが、殺菌はできないの?」
といった声を聞きます。

殺菌という用語は、法律で定められた消毒薬などの医薬品や、薬用ハンドソープなどの医薬部外品に対して使用することができる表現です。そのため、洗剤や漂白剤などの雑貨品には殺菌という表現は使えません。

塩素系漂白剤に除菌と表示してあるのは、殺菌、消毒などの用語は、たとえ効果があっても医薬品や医薬部外品以外のものには使用できない規定があるために、この除菌という言葉しか使うことができないからです。

実際には塩素系漂白剤でノロウイルスによる食中毒の予防をしたり、感染防止に次亜塩素酸ナトリウムを使用した塩素消毒液が使われます。次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用の塩素系漂白剤でも代用できます。

菌に関してはいろいろな用語があり、また、法律の定めと一般的な解釈のズレによって混乱を招くことがあります。

菌に関する用語の代表的な定義 (日本石鹼洗剤工業会ホームページより)

- **滅菌**：すべての菌(微生物やウイルスなど)を死滅させ除去すること
・日本薬局方での定義：微生物の生存する確率が100万分の1以下になること。
- **殺菌**：細菌を死滅させるという意味だが、この用語には殺す対象や殺した程度を含んでいない
・殺菌という表現は、薬事法の対象となる医薬品や医薬部外品では使用可能だが、雑貨品では使用できない。
- **消毒**：物体や生体に付着または含まれている病原性微生物を、死滅または除去させ、害のない程度まで減らしたり感染力を失わせるなどして、毒性を無力化させること。消毒も殺菌同様、薬事法の用語
- **除菌**：物体や液体といった対象物や、限られた空間に含まれる微生物の数を減らし、清浄度を高めること(学術的な専門用語としてはあまり使われていない)
・食品衛生法の省令での定義：ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去すること。
・洗剤・石けん公正取引協議会での定義：物理的、化学的または生物学的作用などにより、対象物から増殖可能な細菌の数(生菌数)を有効数減少させること。カビや酵母などの真菌類は含まない。
- **抗菌**：菌の繁殖を防止すること
・経済産業省の定義：抗菌の対象を細菌のみとしている。
- **減菌**：微生物を特に限定せずその量を減少させること

〈参考〉厚生労働省発行「ノロウイルスによる食中毒」

http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf01.pdf

日本石鹼洗剤工業会 石けん洗剤知識>石けん洗剤の基礎>「滅菌・殺菌・除菌・抗菌などの用語」

http://jsda.org/w/03_shiki/a_sekken30.html

ヒーブのワンポイントアドバイス

法律上の制約により、「一般的な意味」と製品に記載する「表示」とにギャップがあることもまれにあります。業界団体やメーカーなどのホームページにも役立つ情報がたくさんあるので、活用しましょう。消費者が混乱なく理解できるように、各業界が用語を統一、管理する必要もあります。



一般社団法人 日本ヒーブ協議会



当協議会は、企業等の消費者関連部門などに働く女性が、生活者と企業のパイプ役としてよりよい仕事をするため、その能力向上を目的に1978年に設立されました。現在、食品・化学・電機・流通・金融・マスコミなど、企業の消費者対応・消費者教育・広報・商品開発・営業・品質管理・CSR部門などの多様な業務に携わる女性たちが集い、異業種交流の特徴を活かしながら、情報や意見の交換を行っています。

東京の他、関西・九州に支部を持ち、2014年4月現在、賛助企業21社、会員が所属する企業74社、正会員91名が月例会や分科会を通じて、生活者と企業の信頼ある関係構築へ向けて活動しています。

日本ヒーブ協議会 HP <http://www.heib.jp/>